

岩手県告示第372号

平成22年3月19日付け岩手県報第10947号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成22年岩手県告示第241号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成22年4月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

（1） 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 下閉伊郡岩泉町中島字中島120の8

（2） 所在が不明である通知の相手方 千葉堯祐

2 通知の内容を掲示した場所 岩泉町役場